

令和8年6月1日

保護者様

久御山町教育委員会

## 新しい気象警報発表時の対応について

平素は、本町の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年5月29日から、「気象庁による新たな防災気象情報」の運用が始まりました。それに伴い、久御山町立小・中学校における、休校等の措置の対象となる気象警報につきまして、下記のとおり変更いたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 休校等の措置の対象となる気象警報の名称変更

##### 【変更前】

気象警報のうち、久御山町に「特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）」または「警報（（大雨、暴風、大雪、暴風雪）」のいずれかが発表された場合

##### 【変更後】

気象警報のうち、久御山町に「特別警報（レベル5河川氾濫、レベル5大雨、暴風、大雪、暴風雪）」「危険警報（レベル4河川氾濫、レベル4大雨）」「警報（レベル3河川氾濫、レベル3大雨、暴風、大雪、暴風雪）」のいずれかが発表された場合

#### 2 登校までの対応について

- (1) 午前7時現在、特別警報（レベル5河川氾濫、レベル5大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されている場合は、休校。
- (2) 午前7時現在、または登校前（自宅出発前、登校班出発前）に、「危険警報（レベル4河川氾濫、レベル4大雨）」「警報（レベル3河川氾濫、レベル3大雨、暴風、大雪、暴風雪）」のいずれかが発表された場合、自宅待機。
- (3) 午前10時までに、「警報」が解除された場合は、その後、登校。
- (4) 午前10時までに、「警報」が解除されなかった場合は、休校。

#### 3 登校後に、休校等の措置の対象となる気象警報が発表された場合

- (1) 原則、速やかに下校します。ただし局地的な大雨等による一時的な警報の発表など、警報が解除される見込みの場合は、学校に待機する場合があります。（その場合は、メール等により連絡します）
- (2) 下校させることが危険と判断される場合は、状況が好転するまで、待機します。